

第5章 計画推進体制等

1 各主体の役割

今後、温暖化対策を着実に進めていくためには、道民、事業者、各種団体、行政等の各主体が、それぞれの立場の責任と役割を果たしながら、それぞれの主体が、連携・協働した取り組みを進めていくことが必要です。

北海道地球温暖化防止対策条例では、道の責務をはじめ、事業者、道民の責務として事業活動や日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制や道の施策への協力を定めているほか、観光旅行などで一時的に道内に滞在する観光旅行者等へも温室効果ガスの排出抑制に協力することを求めています。

本章では、これまで示してきた対策・施策を、効果的かつ効率的に推進するため、各主体の役割、推進体制及びこの計画の進行管理等について示します。

＜条例で定める各主体の役割＞

【道の責務】（第3条）

- 地球温暖化対策の策定・実施
- 市町村や事業者、道民との連携・協働
- 市町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援
- 道自らの事務・事業に関する地球温暖化対策の率先実行

【道民の責務】（第5条）

- 日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制
- 道の施策への協力

【事業者の責務】（第4条）

- 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制
- 道の施策への協力

【観光旅行者等の協力】（第6条）

- 温室効果ガスの排出抑制に協力

（1）道の役割

- 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定し、施策を実施します。
- 地球温暖化対策の実施に当たっては、道民、事業者、各種団体、市町村及び北海道地球温暖化防止活動推進センターと連携・協働して取り組みます。
- 市町村が行う地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行います。
- 道が実施する事務及び事業に関し、「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制等のための施策を率先して実施します。
- 北海道地球温暖化防止活動推進センター、北海道地球温暖化防止活動推進員等と連携するなどして、道民、事業者、環境保全活動団体及びその他の民間団体に対し、情

報提供、普及啓発や活動支援を行います。

- 北海道地球温暖化防止活動推進センターと連携し、北海道地球温暖化防止活動推進員の資質の向上及び円滑かつ積極的な活動の推進を図るため、研修や情報提供などの活動支援を行います。
- 道民及び事業者等の地球温暖化防止行動の実施に向けた意識を高め、積極的に地球温暖化防止に貢献することを効果的に促進するために顕彰その他の措置を講じます。
- 環境マネジメントシステムや道民アクションプランの促進を図ります。

(2) 事業者の役割

- 事業活動に関し、環境への負荷が少ない製品や商品の製造販売、技術開発など、温室効果ガスの排出の抑制などのための措置を講ずるように努めます。
- 国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制などのための施策に協力します。
- 地球温暖化に関する理解を深め、その事業活動に際し、省資源や省エネルギー、再生可能エネルギーの利用など、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めます。
- 物品を購入又はサービスの提供を受ける場合は、道産品や環境物品などを選択するよう努めます。
- エコドライブなど環境への負荷の少ない運転や環境に配慮したオフィス活動の実践などについて、従業員に対する教育を進めます。
- 地球温暖化防止行動を行う道民に対し、積極的に支援するよう努めます。

(3) 道民の役割

- 日常生活に関し、適切な冷暖房温度の設定や節電、エコドライブの実践、公共交通機関の利用など、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力します。
- 地球温暖化の防止に関する理解を深め、日常生活において、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めます。
- 物品を購入又はサービスの提供を受ける場合は、道産品や環境物品などを選択するよう努め、省エネルギー・新エネルギー関連機器の購入、環境にやさしい製品やサービスの選択など、環境に配慮した消費生活を実践します。

(4) 民間団体の役割

- 環境保全に資する活動を自主的に行うとともに、それぞれが有する知識や技術等をもとに、道民に環境配慮の取組の環を広げる取組を行うことが期待されます。
- 道民、事業者、行政が連携、協働して取り組むことができるよう、各主体を結びつける担い手としての役割を実践することが期待されます。

(5) 市町村の役割

- 環境基本計画や本計画の示す方向に沿って、地域の自然的・社会的特性を踏まえた総合的な環境政策を推進することが期待されます。

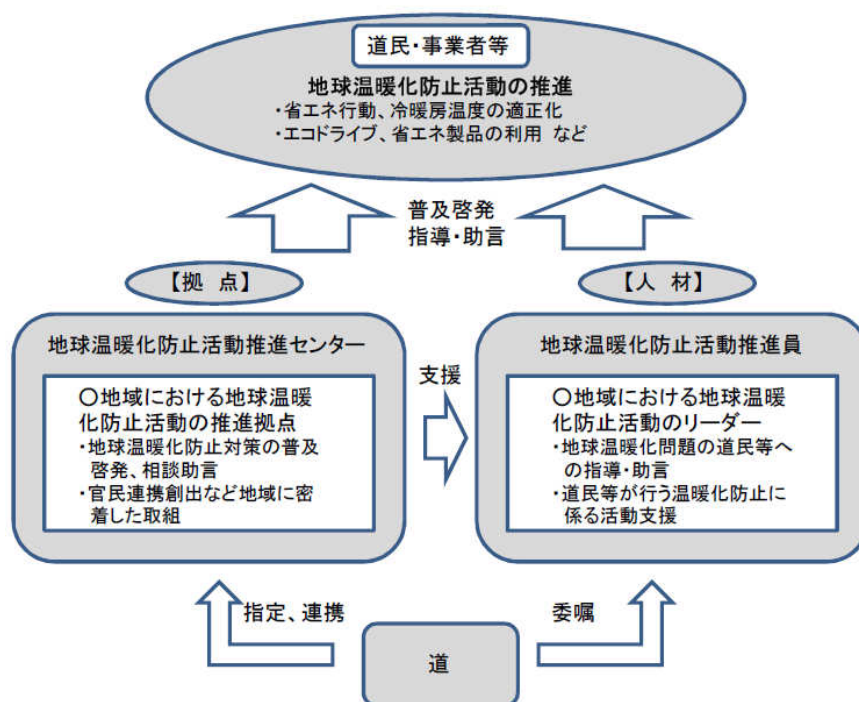
(6) 北海道地球温暖化防止活動推進センターの役割

- 北海道地球温暖化防止活動推進センターは、民生部門を中心とする対策推進の拠点として、産業部門、運輸部門とも連携し、道民、事業者、市町村等に対する普及啓発や相談助言等の温暖化防止活動の支援を行います。
- 同センターは、道民、事業者、市町村、民間団体等とのパートナーシップを図り、官民連携の創出や地域に密着した取組を行います。
- 同センターは、北海道地球温暖化防止活動推進員の資質の向上及び円滑かつ積極的な活動の推進を図るため、研修や情報提供などの活動支援を行います。

(7) 北海道地球温暖化防止活動推進員の役割

- 温暖化対策推進法に基づいて道が委嘱した北海道地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとして、道民等に対する情報提供、普及啓発、指導助言を行います。
- 同推進員は、自発的な温暖化防止活動を行うとともに、常に資質の向上に努め、民生部門を中心とした対策を推進する人材として、道民等への温暖化防止に係る活動支援を行います。

図 5-1-1 推進センターと活動推進員の役割



※ 道では、温暖化対策推進法に基づいて、1999（平成 11）年に全国に先駆けて（財）北海道環境財団を「北海道地球温暖化防止活動推進センター」に指定し、道民、事業者への地球温暖化対策の普及啓発や活動の支援を行うとともに、同法に基づき、「北海道地球温暖化防止活動推進員」制度を設け、各種会合における講師として派遣するなど、道内各地で地球温暖化防止の普及啓発活動等を進めています。

(8) その他

①観光旅行者等の協力

観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に道内に滞在する者に対しては、道内における温室効果ガスの排出抑制等のための措置に積極的に協力することが期待されます。

②行事、催し物などの主催者

行事、催し物などの主催者に対しては、企画の段階から開催後までの段階において、エネルギーの消費、資源の利用、二酸化炭素の排出、廃棄物の発生等による環境への負荷をできる限り低減するよう努めることが期待されます。

また、行事、催し物等に参加する事業者及び道民に対しては、主催者が実施する環境配慮の取組に協力することが期待されます。

2 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

- 知事を本部長に、各部局長から構成する「北海道地球温暖化対策推進本部」により、庁内関係機関相互の連携及び施策の調整を図り、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 地域内推進体制

- 住民団体や事業者団体等で構成する環境道民会議や、北海道地球温暖化防止活動推進センター、道民、事業者、環境保全団体及びその他の民間団体などの各主体と連携し、本計画を推進します。
- 北海道地球温暖化防止活動推進員などによる地球温暖化対策の普及啓発や実践活動を通じ、地球温暖化対策の重要性の理解を促し、一人ひとりの温暖化防止の取組を促進します。

3 計画の進捗状況の把握及び評価

- 本計画の着実な推進を図るため、毎年一回、重点的に取り組む事項等を中心に、計画に基づく措置及び施策の実施状況について報告書を作成し、公表します。
- 本計画の目標達成のため、本道における温室効果ガス排出実態を把握することとします。
なお、2012（平成 24）年度までは、森林等による吸収量を算定の対象として温室効果ガス排出実態を把握します（2013（平成 25）年度以降は、国際ルール等が明らかになった段階で算定の対象とします）。
- 本計画に基づく措置及び施策の実施状況について、定期的に北海道環境審議会等による評価を受け、その結果を公表するとともに、意見等を施策の見直し等に活用します。
- 具体的な計画の進行管理は、「北海道環境基本計画」の「第 3 章 計画の推進 3 計画の進行管理」に準じ、P D C Aサイクルの考え方にに基づき行います。

なお、北海道地球温暖化防止計画（2000（平成12）年策定）に定めた2010（平成22）年度までに1990（平成2）年度比9.2%削減という目標の達成状況については、本計画の進行管理の中で把握することとします。

4 計画の見直し

計画の進捗状況の点検、評価の結果を踏まえ、計画期間の中間年などにおいて、施策の方向性などについて、必要に応じ見直しを行います。